

奨学生のしおり

奨	奨学生番号	
学	学 校 名	
生	学年・氏名	

このしおりは、奨学金の貸与中（高校在学中）に必要なことについて、まとめたものです。
 貸与中の手続は、全て学校を通じて行います。
 日頃から、学校の奨学金担当者と連絡をとるようにしてください。
 手続に必要な様式や御不明な点は、事業団のホームページを御覧ください。

1 あなたに貸与される奨学金

※卒業まで貸与を受けると、返還金は、裏面の7のとおりとなります。

月額奨学金	貸与予定月数	入学一時金	貸与予定総額

2 奨学金システム登録情報

※登録情報に変更がありましたら、学校へ連絡してください。

奨学生	氏名 〒 住所	電話番号	携帯電話
親権者 連帯保証人	氏名（続柄） 〒 住所	電話番号	携帯電話
別生計 連帯保証人	氏名（続柄） 〒 住所	電話番号	携帯電話

3 奨学金の振込み

※振込みがない場合には、学校または事業団へ連絡してください。

奨学金は、年4回、四半期ごとに3ヵ月分が、最初の月の最終金曜日に、あなたの口座（ゆうちょ銀行）に振り込まれます。

【今年度の振込予定】

※次年度以降の振込日は、ホームページを御覧ください。

四半期区分	振込日	金 額
第1四半期（4～6月分）	月 日（金）	円
第2四半期（7～9月分）	月 日（金）	円
第3四半期（10～12月分）	月 日（金）	円
第4四半期（1～3月分）	月 日（金）	円

4 貸与中の異動

※奨学生の資格や奨学金の貸与に何らかの変動があることを「異動」といいます。

下表の1～14に該当する場合には、異動届（様式16号）を提出してください。

※異動届には、同時に提出が必要な書類や手続がある場合もあります。学校やHPで確認してください。

※1・2・7・9や親権者が県外転出する場合には、事前に、学校へ御連絡ください。

1 退学	2 辞退	3 死亡	4 休学等（休学、1か月以上の長期欠席、継続貸与が認められない留学）	5 復学
6 貸与期間延長	7 転学	8 転学科	9 留学	10 本人の氏名・住所の変更
11 連帯保証人の氏名・住所の変更	12 貸与月額	13 振込口座	14 連帯保証人の変更	

5 奨学金の継続

※継続して奨学金の貸与を受けるには、手続が必要となります。

毎年9月に、奨学金継続願（様式14号）を学校に提出して、適格認定を受けてください。
なお、継続を希望しない場合には、奨学生異動届（様式16号）で「辞退」を申出てください。
→借金を増やさないためにも、継続して貸与が必要かどうか、御検討ください。

6 貸与終了時の手続

※貸与が終了（卒業、辞退、退学など）すると、返還に移行する手続が必要です。

借用証書（様式24号）を、本人と連帯保証人2名の連名で作成し、提出してください。
※また、返還は口座引落しを原則としますので、金融機関に預金口座振替依頼書の提出もお願いします。
※3月卒業の場合、前年11月に1～3月分の奨学金を前倒貸与して、手続をお願いします。
なお、借用証書には返還方法を記入しますので、「7 奨学金の返還」を参考にしてください。

7 奨学金の返還

※返還金は、奨学金の資金となり、後輩に貸与される仕組みになっています。

この奨学金は、「貸与」であり、返還していただく必要があります。

(1) 返還方法

返還方法には、年賦（年払い）、半年賦（半年払い）と一括返還があります。
年賦と半年賦の場合には、口座からの引き落としで返還していただきます。

※3月卒業の場合、翌年1月から口座引落しが始まります。

奨学金は無利子なので、貸与総額が返還金額になり、金額に応じて返還年数が決まります。

【返還金額（あなたが高校卒業まで奨学金貸与を受けた場合）】

貸与予定総額	返還年数	返還方法	返還回数	1回の返還金額	最終回の返還金額
〇〇円	〇年	年賦	〇回	〇〇円	〇〇円
		半年賦	〇回	〇〇円	〇〇円

(2) 返還猶予

返還が困難になった場合には、返還が猶予（延期）される場合があります。

返還猶予には、在学猶予と一般猶予（災害・傷病・生活保護・外国留学等・進学準備中・就職活動中・低収入・産育休中・その他）があります。

※詳しくは、HPを御覧ください。

（お問い合わせ先）

公益財団法人 群馬県教育文化事業団（奨学金課）

〒371-0801 群馬県前橋市文京町2-20-22

TEL：027-243-0411（奨学金課直通） FAX：027-221-4082

Eメール：syougaku@gunmabunkazigyodan.or.jp

受付時間：8:30～17:00 休み：日・月曜、祝日